**「大崎市景観計画」を策定しました**

～景観法に基づく届出制度が10月1日から始まります～

**問い合わせ 都市計画課都市計画担当　☎23-8069**

　私たちのふるさと大崎市には、雄大な自然や世界農業遺産に認定された大崎耕土をはじめとする豊かな田園風景、これまで培ってきた歴史やこれまでに受け継がれてきた伝統や文化など、自然と人の営みが共生してきた素晴らしい景観が随所に見られます。

　こうした多様な景観を市民、事業者、行政が協働して守り、育てるとともに美しい「大崎市」を創り上げることを目的として、令和3年3月に「大崎市景観計画」を策定しました。

　本市では、計画の策定と並行して「大崎市景観条例」を3月に制定しました。今後、計画および条例の施行に伴い、令和3年10月1日から届出制度の運用が始まります。

**大崎市らしい景観づくり**

　本市には、それぞれの地域に多様で素晴らしい景観や特色があります。そうした素晴らしい景観は一度失われてしまうと、元に戻すのはとても難しいものです。

　高すぎる建物や派手な色の建物は、美しいまち並みや農村景観の妨げになります。景観計画では、建物を建てる際に配慮すべき基準や色の基準を定めることができます。

　魅力ある景観を保護し、将来まで残すためには、こうした一定の基準を設けることが必要となります。基準を設けることにより、周囲の景観と調和しない建物が建つことを防ぐことができます。

　これまで本市には、市全域の景観に関するルールがなかったことから、「大崎市景観計画」は、市の景観づくりの方針や指針となることを一つの目的としています。

　また、景観計画をきっかけに、身近にある良好な景観を地域資源として再認識することで、地域への愛着や誇りの醸成につなげていきます。

**景観づくりの基本理念**

大崎耕土に育まれた「耕醸」の都（くに）を学び体感できる景観づくり

※「耕譲」とは、古来から大崎の地で生活や人が動いている風景を思い起こす「耕」と、本市の宝である文化や生業が結び付き、「醸」し出される情景を表す言葉です。

**景観づくりの目標**

❶自然・都市・文化など、地域の多様な魅力あふれる景観づくり

❷大崎耕土から生まれた文化・歴史を受け継ぐ景観づくり

❸大崎らしさを特徴づける景観づくり

❹未来の子どもたちに誇れる環境、景観づくり

図：景観エリア

**景観計画の対象区域について**

　景観計画の対象となる景観計画区域は、市全域となります。

　市域を土地利用に基づく「自然景観エリア」、「田園景観エリア」、「市街地景観エリア」の３つに区分し（図）、それぞれのエリアにその特性に応じた配置や規模、形態・意匠、色彩・素材、敷地の緑化などの基準（景観形成基準）や屋根・壁面の色に関する基準（色彩基準）を定めています。

写真：越冬のため飛来してくる市の鳥「マガン」

**届出制度が始まります**

　10月1日から景観計画および景観条例の施行に伴い、届出制度の運用が始まります。

　届出制度の運用開始により、建築物や工作物の新築や改築、開発行為など、一定の規模を超える行為について、着手の30日前には市へ届け出する必要があります。届け出が必要な行為は下表のとおりです。

　なお、景観条例では、事前協議を義務付けていますので、なるべく計画が固まる前段階での事前協議の実施をお願いします。

**景観を守るために必要な「基準」**

　届け出のあった建築物などは景観計画に設けられた景観形成基準や色彩基準と合っているか市が審査を行います。

　審査の結果、基準に適合すると認められた場合に、市から適合通知書が送られ、行為に着手することができます。

▼**届出の流れ**

・事前相談（必要に応じて）

・事前協議（条例）

行為の着手30日前まで

・行為の届出（法第16条）

・適合審査

適合

行為の着手

完了届の提出（条例）

不適

勧告（変更命令）など変

更・修正

行為の着手

「変更の相談及び変更届出書」の提出（法16条）

・完了届の提出（条例）

▼届出の必要な行為

|  |  |
| --- | --- |
| 行為 | 届出対象 |
| 建築物※ | ・新築、増築、改築もしくは移転・外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更 | 次のいずれかに該当するもの・高さ10ｍ以上のもの・延床面積が1,000㎡以上のもの |
| 工作物※ | ・新設、増築、改築もしくは移転・外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更 | 建築確認申請が必要な工作物 | 高さが10ｍ以上のもの |
| 柱類については20ｍ以上のもの |
| 太陽光発電施設等の用途に供するもの | パネルを設置する範囲を包絡した面積の合計が1,000㎡以上のもの |
| 風力発電施設等の用途に供するもの | ブレードを含む高さが10ｍ以上のもの |
| 開発行為 | 開発事業区域の規模が1,000㎡以上のもの |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | 次のいずれかに該当するもの・高さが1.5ｍを超えるもの・面積500㎡以上のもの |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | 次のいずれかに該当するもの・高さ3ｍ以上の法面もしくは擁壁を生じるもの・面積3,000㎡以上のもの |

▼届出の対象となる行為のイメージ

・高さ10ｍ以上

・延床面積1,000㎡以上

・太陽光発電施設など　パネルを包絡した面積が1,000㎡以上

・野外における物件の堆積　高さ1.5ｍ以上　面積500㎡以上

※通常の管理行為や軽易な行為など、届出対象外となる場合もありますので、詳細については、届出制度の手引きを確認するか、都市計画課都市計画担当（☎23-8069）へ問い合わせください。

写真：緒絶川の景観

写真：鳴子峡

**景観形成の推進体制**

市民　・良好な景観に関する理解の深化

　　　・景観を市民共有の財産として認識

・景観形成の活動に積極的に参画・協力

・暮らしの中の景観づくりの推進

事業者　・事業活動の全般を通じて、景観形成のために必要な措置を講じる

　　　　・市の景観形成に関する施策への協力

行政　・総合的な景観形成の推進役

・推進施策、体制の確立

・良好な景観形成の誘導

・市民、事業者に対する啓発、支援

・景観形成事業の推進

**今後の取り組みについて**

　今後、景観計画の運用により、届出制度による緩やかな規制・誘導の枠組みをつくるとともに、計画を広く周知していきます。

　市民の皆さんから景観やまちづくりに関する提案をいただきながら、より地域に特化した基準を設けることができる景観形成重点地区の検討や地域単位でつくることができる景観づくり市民協定の活用の検討など、内容を徐々に充実させていく「成長型の計画」としてさらなる良好な景観形成へとつなげていくよう取り組みを進めていきます。

　景観は市民・事業者・行政のおのおのの日常の取り組み、事業活動などによって形成されるものです。これをより魅力的なものにしていくためには、それぞれの努力と相互の協力が不可欠となります。

　市民、事業者、行政が一丸となって景観づくりを進めていきましょう。

**各種情報について**

　今回、お知らせした市景観計画および景観条例や届出に関する情報は市ウェブサイトに掲載しています。下記のＱＲコードからアクセスできますので、確認してください。

図：大崎市の景観イメージ